

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年5月8日

世田谷区

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

世田谷区本庁舎等整備に係る執務環境等調査業務委託

#### (2) 目的

本業務は、「世田谷区本庁舎等整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を踏まえて、新庁舎における執務環境を効率的で働きやすいものとするため、今後行われる設計業務に向け、現状の執務室等の使用状況や課題に関する調査・分析を行うものである。

#### (3) 業務内容

現庁舎及び集約想定施設(以下「現庁舎等」という。)のレイアウト調査(執務室や会議室等のレイアウト図作成、機能別・部署別面積リスト作成等)

現庁舎等の物品量(什器・備品・OA機器等)調査

現庁舎等の文書量調査

現庁舎等の会議室利用実態調査

現庁舎等の在席率調査

業務特性(各課特有諸室等)調査

職員ニーズ調査

部門関連度調査

窓口実態調査(来庁者動線、利用実態等)

現状調査結果の集計・分析

詳細については、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議のうえ決定する。

業務実施にあたっては、別途発注予定の世田谷区本庁舎等設計者選定支援業務の受託者と調整・協力することとともに、必要に応じて、執務環境等に関する先進事例等の情報を発注者に提供すること。

#### (4) 履行期間

契約日から平成29年10月31日まで

### 2 プロポーザルに参加できる者の資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、参加表明書の提出日を基準日として、次の(1)から(6)までの要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける世田谷区競争入札参加資格を有

する者であること。

- (3) 世田谷区指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。
- (6) 過去5年(平成24年4月1日から参加表明書提出日まで)の間に業務が完了した同種業務について、元請としての受託実績を有すること。

【同種業務】

国または地方公共団体の延床面積5,000㎡以上の庁舎整備に係る執務環境等調査業務

### 3 審査の進め方

受託候補者の選定は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、業務提案書やヒアリング等による審査を踏まえて実施する。

ただし、審査委員会で審査をした結果、一定の基準に満たない参加者については、受託候補者とはしないものとする。

#### (1) 審査方法

##### 一次審査(書類審査)

- ・参加資格の確認をした上で、提案者の組織体制と実績及び資格等の観点から客観的審査を行い、二次審査の対象とする業者を3者程度選定する。なお、参加資格が確認できなかった参加者については審査を行わず、別途結果を通知する。
- ・一次審査終了後、速やかに審査結果を提案者全員に通知する。二次審査の対象とした業者には、業務提案書等を期限内に提出することとして、ヒアリング日程等をあわせて通知する。

##### 二次審査(ヒアリング審査)

- ・二次審査実施予定日：平成29年6月27日(火)
- ・提案書の内容について、配置予定の管理担当者及び実務担当者のヒアリングを実施し、審査する。
- ・審査会場、時間等の詳細については、二次審査対象者に別途通知する。

### 4 手続等

#### (1) 事務局

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整備担当課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所第一庁舎3階

電話：03-5432-2088 FAX：03-5432-3000

電子メールアドレス SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成29年5月8日(月)から平成29年5月22日(月)まで

場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/730/d00152844.html>

イ 上記(1)にて窓口配布(土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書及び一次審査に係る書類等の提出期間、提出先及び方法

提出期間

平成29年5月8日(月)から平成29年5月22日(月)まで

受付時間は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 二次審査に係る提案書等の提出期間、場所及び方法

提出期間

平成29年5月26日(金)から平成29年6月22日(木)まで

受付時間は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：下記の「本件に関する問い合わせ先」のとおり

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。

《本件に関する問い合わせ先》

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整備担当課 担当 松本、村松、緑

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第1庁舎3階)

電話 03 - 5432 - 2088

FAX 03 - 5432 - 3000

E-mail [SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp)